

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正について

令和 5 年 2 月 7 日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

「自主規制規則の見直しに関する検討計画について」（2022 年 7 月 19 日）に掲げられた自主規制規則の見直し提案のうち、顧客カードの記載事項における「顧客となった動機」の削除に係る提案について、「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において検討した結果を踏まえ、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（以下「投資勧誘規則」という。）等の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

1. 投資勧誘規則等の一部改正

(1) 顧客カードの記載事項の見直し

顧客カードの記載事項から「顧客となった動機」を削除する。（投資勧誘規則第 5 条第 1 項第 9 号及び「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」別表 2）

(2) その他所要の整備

その他所要の整備を行う。（投資勧誘規則第 12 条第 7 項）

2. 投資勧誘規則第 5 条による顧客カードの参考様式の廃止

投資勧誘規則第 5 条による顧客カードの参考様式を廃止する。

III. 施行の時期

この改正は、令和 5 年 2 月 7 日から施行する

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制企画部 (TEL 03-6665-6769)

以 上

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

令和 5 年 2 月 7 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(顧客カードの整備等)</p> <p>第 5 条 協会員は、有価証券の売買その他の取引等を行う顧客（特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により、金商業等府令第 53 条第 1 号又は第 2 号に掲げる契約の種類について特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により、金商業等府令第 53 条第 1 号及び第 2 号に掲げる契約の種類について特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）を除く。以下第 6 条の 2、第 8 条及び第 10 条において同じ。）について、次の各号に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 氏名又は名称 2 住所又は所在地及び連絡先 3 生年月日（顧客が自然人の場合に限る。次号において同じ。） 4 職業 5 投資目的 6 資産の状況 7 投資経験の有無 8 取引の種類 (削 る) <u>9</u> その他各協会員において必要と認める事項 <p>2～3 (現 行 ど お り)</p> <p>(過当勧誘の防止等)</p> <p>第 12 条 (現 行 ど お り)</p> <p><u>7</u> (現 行 ど お り)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和 5 年 2 月 7 日から施行する。</p>	<p>(顧客カードの整備等)</p> <p>第 5 条 協会員は、有価証券の売買その他の取引等を行う顧客（特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により、金商業等府令第 53 条第 1 号又は第 2 号に掲げる契約の種類について特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により、金商業等府令第 53 条第 1 号及び第 2 号に掲げる契約の種類について特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）を除く。以下第 6 条の 2、第 8 条及び第 10 条において同じ。）について、次の各号に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 氏名又は名称 2 住所又は所在地及び連絡先 3 生年月日（顧客が自然人の場合に限る。次号において同じ。） 4 職業 5 投資目的 6 資産の状況 7 投資経験の有無 8 取引の種類 <u>9</u> <u>顧客となった動機</u> <u>10</u> その他各協会員において必要と認める事項 <p>2～3 (省 略)</p> <p>(過当勧誘の防止等)</p> <p>第 12 条 (省 略)</p> <p><u>5</u> 会員は、外国株式信用取引を取り扱う場合には、外国証券規則第 44 条の規定を遵守するものとする。</p>

「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」の一部改正について

令和 5 年 2 月 7 日

(下 線 部 分 変 更)

規定 (新)	規定 (旧)	読替規定 (新)	読替規定 (旧)
<p>(別表 2) 協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則</p> <p>(顧客カードの整備)</p> <p>第 5 条 協会員は、有価証券の売買その他の取引等を行う顧客 (特定投資家 (金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家 (同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により、金融商品取引業等に関する内閣府令 (以下「金商業等府令」という。) 第 53 条第 1 号又は第 2 号に掲げる契約の種類について特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項 (同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。) の規定により、金商業等府令第 53 条第 1 号及び第 2 号に掲げる契約の種類について特定投資家とみなされる者を含む。) をいう。以下同じ。) を除く。以下第 6 条の 2、第 8 条及び第 10 条において同じ。) について、次の各号に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付け</p>	<p>(顧客カードの整備)</p> <p>第 5 条 協会員は、有価証券の売買その他の取引等を行う顧客 (特定投資家 (金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家 (同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により、金融商品取引業等に関する内閣府令 (以下「金商業等府令」という。) 第 53 条第 1 号又は第 2 号に掲げる契約の種類について特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項 (同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。) の規定により、金商業等府令第 53 条第 1 号及び第 2 号に掲げる契約の種類について特定投資家とみなされる者を含む。) をいう。以下同じ。) を除く。以下第 6 条の 2、第 8 条及び第 10 条において同じ。) について、次の各号に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付け</p>	<p>(顧客カードの整備)</p> <p>第 5 条 協会員は、商品関連市場デリバティブ取引 (金融商品取引法第 2 条第 8 項第 1 号に規定する商品関連市場デリバティブ取引をいう。) を行う顧客 (特定投資家 (金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家 (同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により、金融商品取引業等に関する内閣府令 (以下「金商業等府令」という。) 第 53 条第 1 号又は第 2 号に掲げる契約の種類について特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項 (同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。) の規定により、金商業等府令第 53 条第 1 号及び第 2 号に掲げる契約の種類について特定投資家とみなされる者を含む。) をいう。以下同じ。) を除く。以下第 6 条の 2、第 8 条及び第 10 条におい</p>	<p>(顧客カードの整備)</p> <p>第 5 条 協会員は、商品関連市場デリバティブ取引 (金融商品取引法第 2 条第 8 項第 1 号に規定する商品関連市場デリバティブ取引をいう。) を行う顧客 (特定投資家 (金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家 (同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により、金融商品取引業等に関する内閣府令 (以下「金商業等府令」という。) 第 53 条第 1 号又は第 2 号に掲げる契約の種類について特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項 (同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。) の規定により、金商業等府令第 53 条第 1 号及び第 2 号に掲げる契約の種類について特定投資家とみなされる者を含む。) をいう。以下同じ。) を除く。以下第 6 条の 2、第 8 条及び第 10 条におい</p>

規定（新）	規定（旧）	読替規定（新）	読替規定（旧）
<p>るものとする。</p> <p>1 氏名又は名称 2 住所又は所在地及び連絡先 3 生年月日（顧客が自然人の場合に限る。次号において同じ。） 4 職業 5 投資目的 6 資産の状況 7 投資経験の有無 8 取引の種類 （ 削 る ） <u>9</u> その他各協会員において必要と認める事項</p>	<p>るものとする。</p> <p>1 氏名又は名称 2 住所又は所在地及び連絡先 3 生年月日（顧客が自然人の場合に限る。次号において同じ。） 4 職業 5 投資目的 6 資産の状況 7 投資経験の有無 8 取引の種類 <u>9</u> <u>顧客となった動機</u> <u>10</u> その他各協会員において必要と認める事項</p>	<p>て同じ。）について、第1号に定める事項又は第2号に定める事項のいずれかを記載した顧客カードを作成し、備え付けなければならない。</p> <p>1 次に掲げる事項 イ 氏名又は名称 ロ 住所又は所在地及び連絡先 ハ 生年月日（顧客が自然人の場合に限る。以下ニにおいて同じ。） ニ 職業 ホ 投資目的 ヘ 資産の状況 ト 投資経験の有無 チ 取引の種類 （ 削 る ） <u>リ</u> その他各協会員において必要と認める事項 2 （ 現行どおり ）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和5年2月7日から施行する。</p>	<p>て同じ。）について、第1号に定める事項又は第2号に定める事項のいずれかを記載した顧客カードを作成し、備え付けなければならない。</p> <p>1 次に掲げる事項 イ 氏名又は名称 ロ 住所又は所在地及び連絡先 ハ 生年月日（顧客が自然人の場合に限る。以下ニにおいて同じ。） ニ 職業 ホ 投資目的 ヘ 資産の状況 ト 投資経験の有無 チ 取引の種類 <u>リ</u> <u>顧客となった動機</u> <u>又</u> その他各協会員において必要と認める事項 2 （ 省 略 ）</p>